



## 庁舎の課題に関するQ&A

(※ Q1～Q3は、広報嘉麻2月号に掲載しています。)



### Q4. 嘉麻市庁舎に関する意識調査（アンケート）の状況は？

A. 1月に実施した嘉麻市庁舎に関する意識調査（アンケート）は、事業の具体的な開始時期、本庁舎の建設内容、本庁舎の位置が変更することに関するさまざまな課題等への対応等について、市民参画の観点から、市民の皆さんの意見などを聞くことを目的としたものです。

アンケートの概要は、市内の18歳以上の人の中から3,000人を無作為に抽出し、郵送でアンケート調査に係る資料の送付を行いました。回収状況は、概ね50%程度で、現在、回答結果の内容を分析中です。今後、アンケートの集約結果を参考に市民の皆さんが必要としている事項について、わかりやすい形で資料を作成し、広報紙やホームページなどで情報の提供を行うとともに、市民説明会や出前講座等を開催し、説明を行っていきたく考えています。

なお、市民説明会は、4月以降に開催を予定しています。また、出前講座の実施を希望する団体等がありましたら、庁舎・交通体系対策室（☎62-5677）まで連絡ください。日程等を調整の上、関係職員が対応します。



### Q5. 現庁舎の現状（問題点）は？

A. 本市は現在4つの庁舎を有していますが、どの庁舎においても現行の耐震基準に基づいた建築物ではないため、防災面及び安全面での問題を抱えています。また、バリアフリー対応への遅れ、高度情報化社会の進展に伴うOA機器の導入やIT化対応の困難性、慢性的な会議室不足や執務環境面での狭隘化により事務効率の低下など、効率的な事務サービスの提供にも支障を来しています。

各庁舎の概要を下記の表にまとめていますが、最も新しい碓井庁舎であっても建築後33年を経過し、平成32年度末の償却残余年数も11年となっており、すべての庁舎において老朽化がかなり進んでいます。また、お金をかけて4つの庁舎を耐震補強や大規模改修したとしても、建物自体の寿命が大幅に延びるわけではなく、結果として、近いうちに再度4つの庁舎の大規模改修や建替えが必要となり、多額の費用がかかります。これらの多くの問題を解決するためには、1つの本庁舎の建設が必要不可欠です。

#### 【庁舎の概要】

区分	建築年	構造	敷地面積	庁舎延床面積	経過年数※1	平成32年度末償却残余年数※2
碓井庁舎	昭和56年	RC3階建	14,332㎡	3,305㎡	33年	11年
山田庁舎	昭和49年	RC3階建	13,430㎡	5,302㎡	40年	4年
嘉穂庁舎	昭和46年	RC2階建	6,331㎡	2,690㎡	43年	1年
稲築庁舎	昭和26年	RC2階建	6,929㎡	3,129㎡	63年	19年経過

※1 経過年数は、建築された年から平成26年末時点での経過年数

※2 残余年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める鉄筋コンクリート造における耐用年数50年を基準

#### 【各庁舎の経年劣化状況の主なもの】 ※その他の経年劣化状況の写真は、市のホームページに掲載しています。



碓井庁舎：放送室天井雨漏り



山田庁舎：3階天井雨漏り



嘉穂庁舎：建物加重にて地下サッシ変形により開閉不可



稲築庁舎：1階水道局付近壁劣化

庁舎建設に関する情報は、定期的に提供していきます。また、市のホームページにも情報を掲載していますので、ぜひ、ご覧ください。

# 庁舎問題に関する取り組み vol.2

## ～新庁舎建設予定地（稲築多目的運動広場）について～

本庁舎の位置は、平成24年12月に「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が議会で可決し、「嘉麻市岩崎1180番地1（稲築多目的運動広場（稲築高校跡地）」へ移ることが決定しています。これまでの本庁の位置及び庁舎に関する協議内容の概略を説明します。



#### 【庁舎の位置が変わることへの対応】

- ・本庁と支所の役割分担
- ・本庁業務、人員の効率化及び支所の日常サービス確保
- ・本庁及び支所をとりまく地域振興
- ・地域交通体系網の整備 等

今後皆さんのご意見をいただき、検討していきます。

●合併協議会での庁舎に関する協議（嘉穂南部1市3町合併協議会ホームページより抜粋）  
 ・新市の事務所の位置については、1つの庁舎で本庁機能を全て収容することはできず、本庁機能の一部を分庁することとした。  
 ・本庁の位置は、嘉穂庁舎と稲築庁舎のいずれかで協議を進めたが、事務的な観点から積み上げたものでは1つの結論に至らず、合併をするための

大義と合併を成就させるための総合的判断にたち、第3の案として、当分の間、碓井庁舎を本庁に位置づけることとした。  
 ・本庁に関し、新市での財政状況を踏まえ、建設の是非と本庁の位置を含め新市において十分な検討を要するとされた。  
 ●合併後の庁舎に関する協議  
 ・平成19年2月、行政改革推進本部は、行政改革大綱を策定。簡素で効率的な組織の構築等

を含めたの行財政改革に着手。平成21年7月、分庁方式の問題点について検証する専門検討チームを設置し、分庁方式の解消は、本庁機能を集約できる規模の建物が必要であることが指摘され、その解決の方策や課題点、今後の進め方などが示された。  
 ・平成23年6月、議会に新庁舎に関する調査特別委員会が設置され、本庁の位置や新庁舎建設の是非も含めて計7回にわたる慎重な審議が行われ、第7回の特別委員会において、庁舎の位置問題について、委員の意見を集約するため投票が行われ、碓井庁舎増築3票、碓井グラウンド0票、稲築多目的運動広場12票、牛隈交差点1票、白票4票となり、稲築多目的運動広場が議会の意向として取りまとめられ、平成24年12月議会において、市民の利用が多く、交通事情がよく、他の官公署との距離も近いこと等を理由に、「嘉麻市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が議員より提案され、特別多数決により可決された。

記事に関する問合せ先  
 庁舎・交通体系対策室  
 ☎62・5677

地方自治法では、本庁の位置を決めたりする際には、交通の事情、他の官公署との関係等について考慮すべきことなどが規定されています。

※1 議員の条例提案について  
 議員の条例提案は、議員固有の権利であり、地方自治法で定められています。  
 ※2 特別多数決とは、通常の過半数の賛成による可決とは異なり、議長を含め出席議員の3分の2以上の賛成が必要となります。  
 ※3 再議とは、議会で行った採決に対し、異議等がある場合、市長が審議や選挙のやり直しを求めることをいいます。

前市長がこの条例の可決に対し、市民への説明不足、財政見通しが不確定な状況であることを理由に再議に付したが、

再度可決し、条例は確定した。  
 このことから...  
 法的な確定力を持つ条例議決により、本庁舎の位置は、稲築多目的運動広場（稲築高校跡地）に決定しています。